

# 子どもの心の相談・診療体制強化事業 業務委託に係る企画提案募集要項

令和2年5月

山梨県子育て支援局子ども福祉課



この「企画提案募集要項」は、山梨県が実施する、子どもの心の相談・診療体制強化事業（以下「事業」という。）の業務委託に関し、企画提案をしようとする者（以下「提案者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 目的

発達障害や心の問題に係る相談支援・診療を希望する者が早期に支援を受けることができるように、市町村（母子保健）等が行うアセスメントや保護者へのカウンセリング等をサポートするとともに、医療を必要とする者については地域の医療機関等につなぐほか、診療後は地域の関係機関が身近な地域において継続した支援を行える体制の構築・強化を図ることを目的とする。

上記の内容を実現すべく業務を遂行するため、当事業の業務に係る委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定することとする。

## 2 業務概要等

### (1) 委託業務名称

子どもの心の相談・診療体制強化事業業務委託

### (2) 業務内容

別添「子どもの心の相談・診療体制強化事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

### (3) 履行期間

契約日（令和2年6月1日）から令和3年3月31日まで

### (4) 委託料上限額（委託予定額）

金 14,187,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (5) 契約担当者

山梨県知事

## 3 企画提案の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 法人格を有する者であって、山梨県内に本社を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされ、同項の規定により定められた期間を経過していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人にあつては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から選定結果通知日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれていない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

#### 4 業務実施上の条件

- (1) 社会福祉士、保健師若しくは公認心理師、臨床心理士又は臨床発達心理士の資格を有する常勤の者を複数名配置していること。なお、これらの者は発達障害児（者）等の相談支援について、3年以上の経験を有することが望ましい。（各配置職員が必要とする資格及び人数は、仕様書「3事業の内容等」「(2) 事業実施の体制②、③、④」のとおり。）
- (2) 事業管理責任者（以下「管理責任者」という。）を配置することとし、管理責任者は、社会福祉士、保健師若しくは公認心理師、臨床心理士又は臨床発達心理士の資格を有する常勤の者であること。なお、この者は発達障害児（者）等の相談支援について、5年以上の経験を有することが望ましい。
- (3) 当該事業に従事する者を雇用するに当たり、当該委託料以外の補助金、委託料及び負担金等の交付を受けていないこと。

※法人として、直近3年間において、母子保健法第12条第1,2項に基づく健康診査（以下「健康診査」という。）において、発達相談を請け負った実績を有することが望ましい。

※法人として、直近3年間において、発達障害や心の問題に関する相談を多数受けた実績があることが望ましい。

※法人として、直近3年間において、多数の心理検査を実施した実績があることが望ましい。

※法人として、直近3年間において、市町村等地域の関係機関及び医療機関と連携・協働した支援を実施した実績があることが望ましい。

#### 5 契約形態

公募型プロポーザル方式により、企画提案について審査の上、最も優れた評価を得た者と随意契約により委託契約する。

#### 6 参加申込み

参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）等を山梨県のホームページからダウンロードして必要書類を作成し、郵送により提出した後、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

##### (1) 提出期限

令和2年5月15日（金）[必着]

##### (2) 提出先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県子育て支援局子ども福祉課児童養護担当

##### (3) 提出書類

申請書に次の書類を添付して提出すること。

##### ア 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）

※物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成14年山梨県告示第64号）の一により申請中の場合は、「競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で、速やかに提出すること。

##### イ 誓約書（様式第2号）

##### ウ 法人の概要が分かる資料（定款、寄附行為、パンフレット等）

##### エ 業務実績証明書（様式第3号）

##### オ 事業実施体制説明書（様式第4号）

#### 7 質問及び回答

募集要項等に係る質問及び回答については、以下のとおりとする。

(1) 質問受付期限

令和2年5月15日（金）午後4時まで

(2) 質問方法及び送付先

質問票（様式第5号）により、電子メール又はFAXにて提出すること。なお、送信後は電話にて山梨県側の受信を確認すること。

山梨県子育て支援局子ども福祉課児童養護担当

電子メール：kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp

FAX：055-223-1509 TEL：055-223-1457

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は一覧形式で作成し、参加資格確認申請者全員に対し、電子メールにて回答する。回答を受信した場合には、速やかに受信確認メールを送信すること。なお、質問への回答は随時行うが、最終回答期限は令和2年5月18日（月）午後5時とする。

## 8 参加資格審査結果の通知

(1) 参加資格確認の結果通知は、令和2年5月18日（月）までに郵送及びFAXにより通知する。

(2) 参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和2年5月19日（火）までに、知事宛の書面（任意様式）を6（2）に示す提出先に郵送にて提出するものとする。

## 9 企画提案書の提出

参加資格審査の通過により企画提案書を提出する者は、次により必要書類を郵送にて提出すること。

(1) 提出期限 令和2年5月20日（水）[必着]

(2) 提出先 6（2）に同じ。

(3) 提出書類

ア 企画提案書（様式第6号）（書式：A4縦、頁数：10頁以内、文字：12ポイント以上）

イ 見積書（任意様式）

(4) 提出部数 7部

## 10 選定方法及び結果通知

(1) 企画提案の選定基準

審査基準表（別紙1）に基づいて選定する。

(2) 企画提案の選定方法

ア 企画提案書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を開催し、提出された企画提案書の内容について、選定委員の採点で最も高い評価を得た企画提案を行った者を、第1順位の委託業務実施候補者とする。

イ 審査結果は、速やかに郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

## 11 契約等に関する事項

(1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。

(2) 契約保証金は免除する。

(3) 契約条項は、別添「子どもの心の相談・診療体制強化事業業務委託契約書（案）」のとおり。

## 12 その他

(1) 提出された書類などは、一切返却しない。

- (2) 採用された企画提案の実施にあたっては、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、契約担当者と受託者との協議の上で内容を変更することがある。
- (3) 契約を締結するまでの間、「3 企画提案の参加資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。

### 13 スケジュール

令和2年5月11日（月）	募集要項等の公開 ※公告日
令和2年5月15日（金）	質問受付期限、参加資格確認申請書提出期限
令和2年5月18日（月）	質問回答期限、参加資格審査結果通知
令和2年5月20日（水）	企画提案書等提出期限
令和2年5月27日（水）	選定結果通知発送
令和2年5月29日（金）	委託契約締結
令和2年6月1日（月）	事業開始

## 審査基準表

審査項目	審査内容	配点
1 事業者の 適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を行うことの適性はあるか。</li> <li>・発達障害児等への支援にあたり、基本的な考え方や理念はどうか。</li> <li>・事業者として、継続的な支援を実施できる運営体制となっているか。</li> </ul>	10 点
2 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に必要な資格・知識・経験等を有する人員が不足なく配置されているか。</li> <li>・配置されている職種、人数は、継続的な支援が可能な体制となっているか。</li> <li>・過去3年間の当事業に関係する業務において、十分な実績があるか。</li> <li>・研修体制（有資格者含む）が整備されているか。</li> </ul>	40 点
3 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の趣旨に沿った内容であるか。</li> <li>・対象者の環境や状況に応じた配慮や支援が行える事業提案となっているか。</li> <li>・市町村や医療機関等及びセンターと、効率的かつ相互に連携し運営するとともに、継続的に切れ目のない支援が図れるか。</li> <li>・地域の支援体制を育成強化することができる取組か。</li> <li>・意見や要望、苦情について受け入れやすい仕組みが出来ているか。</li> </ul>	30 点
4 情報セキュリ ティ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護や情報セキュリティに係る取り組みは適切か。</li> </ul>	10 点
5 見積価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に必要な経費（見積額）は、適正かつ経済的に積算されているか。</li> </ul>	10 点
		100 点